

平成 26 年 5 月 19 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23610002

研究課題名(和文) アメリカ福祉政策における芸術文化の活用：分権システムと民間NPO

研究課題名(英文) Arts policy and welfare system in U.S.

研究代表者

渋谷 博史 (SHIBUYA, Hiroshi)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号：00226193

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円、(間接経費) 1,110,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、芸術文化支援策の福祉面での活用という分野を実証的に検討することである。NPOが主体的にすすめるプロセスを、州・地方政府が租税優遇措置や補助金等で手助けする仕組みがある。National Endowment for the Arts、Alliance for Artsや、サンフランシスコ市やバージニア州アーリントン郡で、地域振興や福祉の政策に芸術文化政策を有機的に織り込む手法について、資料収集を実施できた。IT産業等への産業転換を背景にして、それに整合的な人材の開発を目指す就労支援策を福祉政策の中軸に配置するという面が大いに注目される。

研究成果の概要(英文)：The purpose is to research empirically on the welfare aspects of Arts Policy. State and local governments with tax preference and financial aids, promote the private organization activities for arts development in welfare. I visited the National Endowment for the Arts, Alliance for Arts, San Francisco city government, and Arlington county government for the research on the utilization of various arts promotion policy in the job training and job assistance under the new industry development.

研究分野：時限

科研費の分科・細目：共生・排除

キーワード：アメリカ 芸術文化 租税優遇措置 NPO 補助金

1. 研究開始当初の背景

アメリカで、就労支援型の福祉改革を進める時に、新しい創造的な分野を視野に入れて観光業やデザイン産業と関連付けて芸術文化支援策が活用されており、それが日本における就労支援策の設計にも大いに参考になる。

2. 研究の目的

中央政府の管理下で州・地方政府が民間NPOを指導する構造ではなく、逆に、地域の民間NPOが主体的に活動するプロセスを、州・地方政府が租税優遇措置や補助金等の政策手段を使って手助けする仕組みを捉え、それを前提として州・地方政府が連邦レベルの政策手段を裁量的に活用するという切り口から迫る

3. 研究の方法

文献収集とその分析を踏まえて、現地におけるインタビューや資料収集を主体とする。ワシントンにある National Endowment for the Arts)、National Assembly of State Arts Agencies Alliance for Arts、さらにはサンフランシスコ市の芸術文化支援担当部局や、バージニア州アーリントン郡の経済開発局を訪問した。

4. 研究成果

連邦政府(中央政府)の側における補助金交付決定では、州・地方政府レベルや地域コミュニティの側の主体性を重視するスタンスを確認できた。

州・地方政府側や地域コミュニティの側も、連邦補助金がない状態での実績をベースとして申請するくらいの主体性を持っており、しかも地域の経済政策との連動という体系性も見出せた。

芸術文化NPOの特徴は、第1に、公演収入や入場料等による事業収入は全体の

40.7%であり、それに基本基金運用収入等の14.4%を加えても45.1%と半分に満たないので、したがって第2に、民間寄付金や政府補助金がなければ運営が成り立たないのであるが、それらの民間や政府からの豊かな財政的支援によってアメリカにおける芸術文化活動が支えられていることが大きな特徴といえよう。そして第3にその依存財源に立ち入ると、民間の寄付金が38.2%もあり、政府補助金は6.7%にすぎない。それ故に、アメリカの芸術文化の分野においても「小さな政府」といえる。しかも第4にその政府補助金にさらに立ち入ると、地方政府が3.3%、州政府が2.2%、連邦政府が1.2%である。アメリカの芸術文化政策は分権的に運用されており、そのことが補助金の比重にもあらわれているのである。第5に、逆にいえば大きな民間寄付金の存在がアメリカ的な特徴といえる。その中でも財団が9.5%、企業が8.4%、個人が20.3%である。個人は金銭の寄付に限らず、広汎なボランティア活動という形の貢献をしており、そのことが、アメリカの芸術文化分野における「分権的な小さな政府」を可能にする本質的な要因である。

フィラデルフィアの壁画プロジェクト：Big Picture プログラムを基本として、そこから、技能訓練や就労支援や、さらには少年刑務所における更生のプログラムに応用するという体系になっている。2000-01年には、フィラデルフィア市内の18ヶ所でBig Picture プログラムが実施され、9ヶ所がレクリエーション・センターであり、7ヶ所が学校、2ヶ所がコミュニティ文化センターであった。学期中の10-12月と1-3月と4-6月には、それぞれの3カ月の内で3週間のカリキュラムの設定となり、夏休みの6-8月には6週間のカリキュラムが設定された。学期中の参加者は285名、夏休み中の参加者は180名であった。

アーリントン郡のパブリック・アートのプログラム：パブリック・アートの計画過程や、その後の日常的な存在が、住民自身の社会的、文化的意識を高めると同時に、そういう個人によって構成されるコミュニティを形成し、またクリエイティブ産業やクリエイティブ・クラスの拡大につながるという論理である。経済効果については、パブリック・アートは地域再開発の軸となる要素であり、優良なパブリック・アートを配置することでその地域における建造物の市場価値が上昇し、一層の再開発が促進されるというのである。さらに、地域の事業者向けあるいは住宅向けの不動産価値という直接的な効果だけではなく、上記のクリエイティブ産業やクリエイティブ・クラスを発展させる土壌を醸成する効果もある。

経済効果については、パブリック・アートは地域再開発の軸となる要素であり、優良なパブリック・アートを配置することでその地域における建造物の市場価値が上昇し、一層の再開発が促進されるというのである。さらに、地域の事業者向けあるいは住宅向けの不動産価値という直接的な効果だけではなく、上記のクリエイティブ産業やクリエイティブ・クラスを発展させる土壌を醸成する効果もある。

全米の統一的に捉えるようなアメリカ・モデルというものは存在せず、むしろ、全米のそれぞれの地域やコミュニティにおける多様な背景や前提条件の下で展開される多様な芸術文化支援策が存在するが、そのような自立的で多様なものを包み込む仕組みが、社会全体の中に埋め込まれるように形成されていることがアメリカ・モデルといえるのかもしれない。

もちろん、そのアメリカ・モデルのシステムでは、それぞれのコミュニティに根を張る「草の根」NPOが重要な役割を果たし、また財源の面でも、高所得層の個人や大規

模財団に限らず、中間層から低所得層に至るまでの広範な階層が金銭的な寄付に限らず、無償の労働を提供することが必要不可欠な要素として織り込まれている。それゆえに、政府部門のあり方も「分権的な小さな政府」の構造と役割に徹して

アメリカ議会下院の労働・教育委員会で2009年3月26日に開催された公聴会「美術・音楽産業の経済及び雇用のインパクト」：地方政府レベルの芸術文化担当部局の全米組織)のリンチ氏の証言：第1に、芸術文化産業の規模が一般に考えられる以上に大きく、しかも成長産業であることを強調する。2007年時点の調査によれば、全米の芸術文化NPOは1662億ドルの規模であり、5.7百万人の正規雇用をもたらしている。2000-05年の期間に事業規模が24%も増加し、雇用も85万人も増やしている。芸術文化NPOは全米の雇用の1.01%をしており、それは法律会計業務や警察消防業務の比重を上回っており、初等教育教師の1.14%に匹敵する程度であるので、一つの基幹産業をいうことができよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

{ 雑誌論文 }(計 1 件)

渋谷博史、「アメリカの芸術文化と福祉」、『國學院経済学』、査読なし、第63巻、2015、1-15、DOIなし

{ 学会発表 }(計 0 件)

{ 図書 }(計 0 件)

{ 産業財産権 }

出願状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

出願年月日 :

国内外の別 :

取得状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

取得年月日 :

国内外の別 :

[その他]

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究代表者

渋谷 博史 (SHIBUYA, Hiroshi)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号 : 00226193

(2)研究分担者

()

研究者番号 :

(3)連携研究者

()

研究者番号 :